令和３年度

包括外部監査結果報告書

要約版

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の

執行及び管理の状況

令和４年３月

新潟県包括外部監査人

齋藤　康宏

第１．包括外部監査の概要

1.　外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.　選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況

(2) 監査対象年度

原則として令和 2 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象部局

知事政策局　政策企画課

福祉保健部　子ども家庭課（必要に応じて関係地域振興局及び地域機関を追加）

3.　特定の事件を選定した理由

我が国では少子高齢化が急激に加速し人口減少が進行しており、人口の自然減は今後も加速していくものと予測されている。

新潟県においては出生率の低下に伴う自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の県外流出による社会減に歯止めがかからず人口減少を加速させており、平成 9 年の 249 万 2 千人をピークに減少に転じ、令和 3 年 4 月には 218 万 6 千人まで減少している。この傾向は今後も長期にわたりスピードを速めながら進んでいき、令和 27 年には 170 万人を下回ると予測されている。

人口減少・少子化の急速な進行は、経済活動の縮小や社会活力の低下、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題である。新潟県では、県の最上位計画である「新潟県総合計画」において「人口減少問題への対応」を県の政策を総動員し地域の総力を挙げて取り組んでいく最重要課題と位置付けており、「子どもを生み育てやすい環境の整備」を実現するための個別計画として「新潟県子ども・子育て支援計画」を策定している。

子ども・子育て支援に関する取組は、将来の地域社会の活力につながる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであることから、子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理が適法かつ適切に行われているかどうかを包括外部監査人の立場から検討を加えることは、県民にとって意義のあることと考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

4.　監査の着眼点

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

5.　包括外部監査の方法

関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6.　包括外部監査の実施期間

令和 3 年 8 月 27 日から令和 4 年 3 月 10 日まで

7.　包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	齋藤　康宏	公認会計士
補助者	五十嵐　隆敏	公認会計士
補助者	渡部　政記	公認会計士
補助者	大﨑　卓哉	公認会計士
補助者	樋口　翔子	システム監査技術者

8.　利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9.　その他

(端数の処理)

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

(元号の表記)

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60＝昭和 60 年
H	平成	H30＝平成 30 年
R	令和	R3＝令和 3 年

第２．監査対象の概要

1.　子ども・子育てを取り巻く環境及び国の政策

(1) 子ども・子育てを取り巻く環境

我が国は、人口減少・少子化の急速な進行により、若年労働者の減少による社会活力の低下、社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題を抱える。

少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進展や夫婦の出生力の低下のほか、子育てをめぐる環境変化や多子を持つことによる経済的負担の増加等に対する不安など、子ども・子育てに関連した様々な課題がある。

(2) 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てに関連した様々な課題を解決するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連 3 法」という。）が成立し、子ども・子育て支援新制度が開始された。

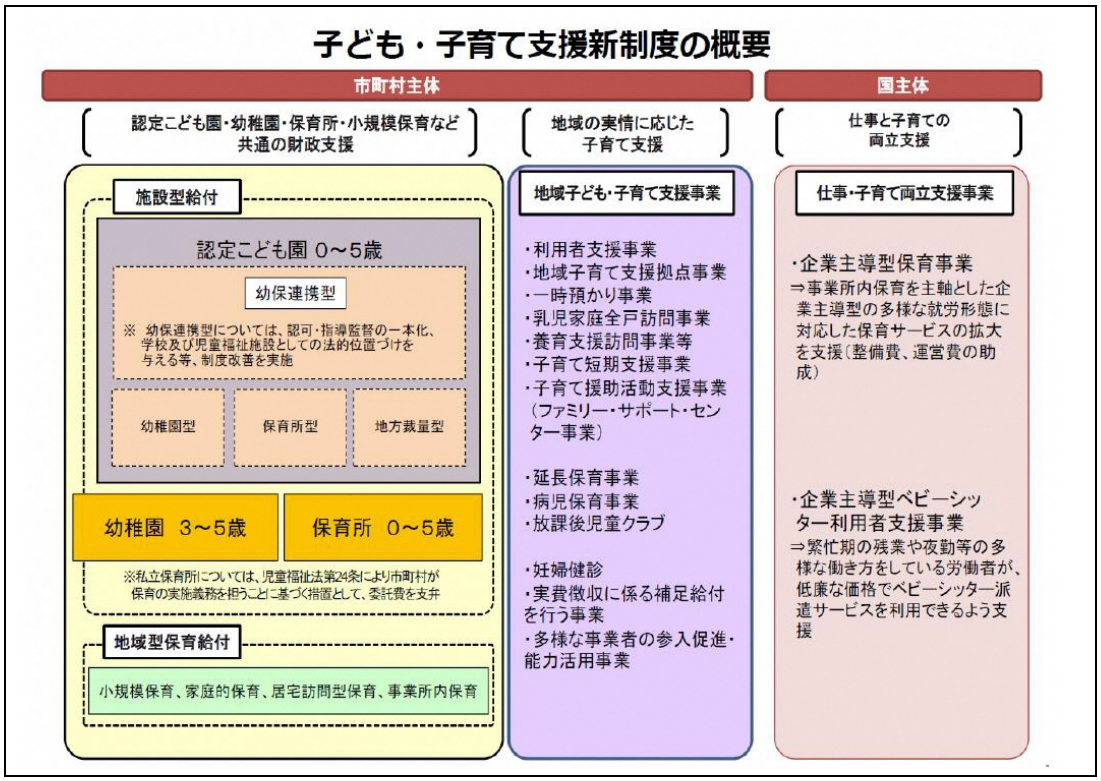

（出典：「子ども・子育て支援制度について」（内閣府））

(3) 次世代育成支援対策推進法

日本の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体に行動計画の策定を義務付けている。

次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1. 概要

（1） 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務　等

（2） 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

（3） 行動計画

[1] 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

[2] 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、[1]の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

[3] 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、[1]の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、[1]の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

（4） 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

（5） 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

（出典：「次世代育成支援対策推進法の概要」（厚生労働省））

2.　新潟県における子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 新潟県の人口推移及び世帯数の推移

新潟県においては出生率の低下に伴う自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の県外流出による社会減に歯止めがかからず人口減少を加速させており、平成 9 年の 249 万 2 千人をピークに減少に転じ、令和 3 年 4 月には 218 万 6 千人まで減少している。この傾向は今後も長期にわたりスピードを速めながら進んでいき、令和 27 年には 170 万人を下回ると予測されている。

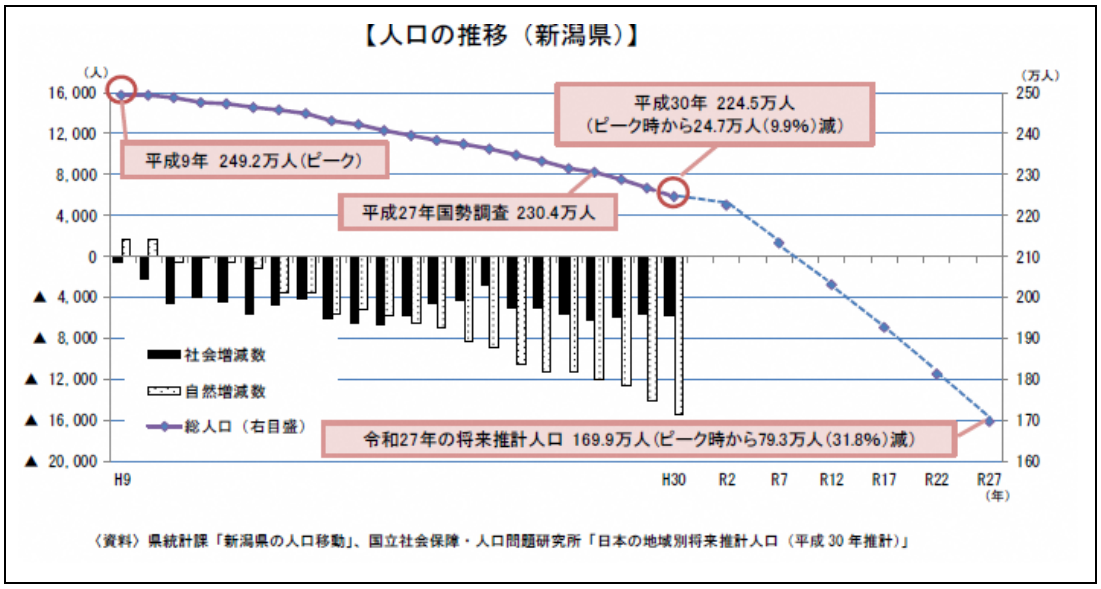

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

一方、新潟県の世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により年々増加しており、1 世帯当たりの人員が減少傾向にある。

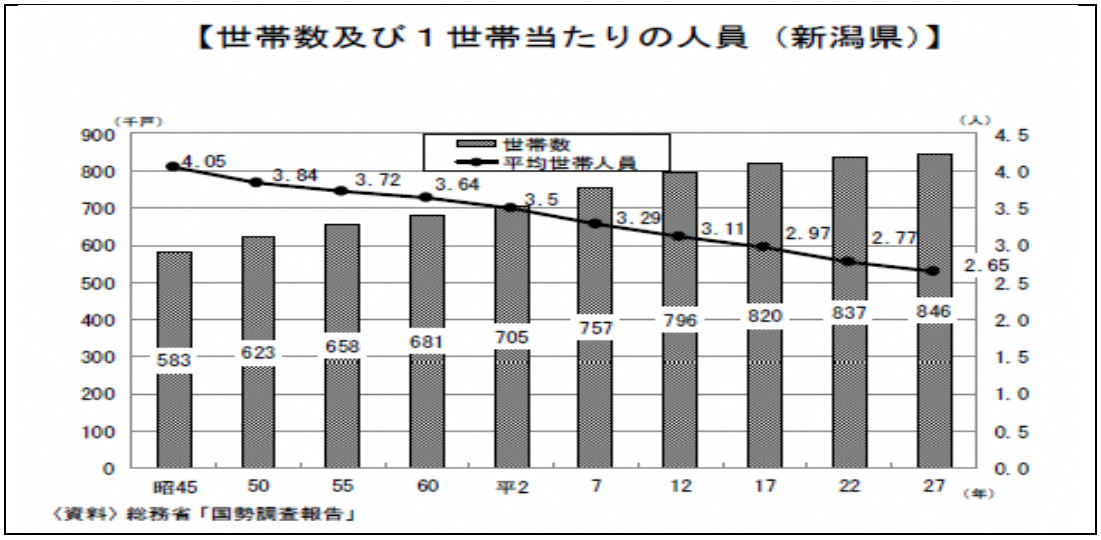

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

(2) 新潟県における少子化の動向

新潟県の出生数は、減少傾向にあり、平成 30 年の出生数は 14,509 人と戦後最低となり、第 1 次ベビーブーム時の約 1/6、第 2 次ベビーブーム時の約 1/3 まで落ち込んでいる。

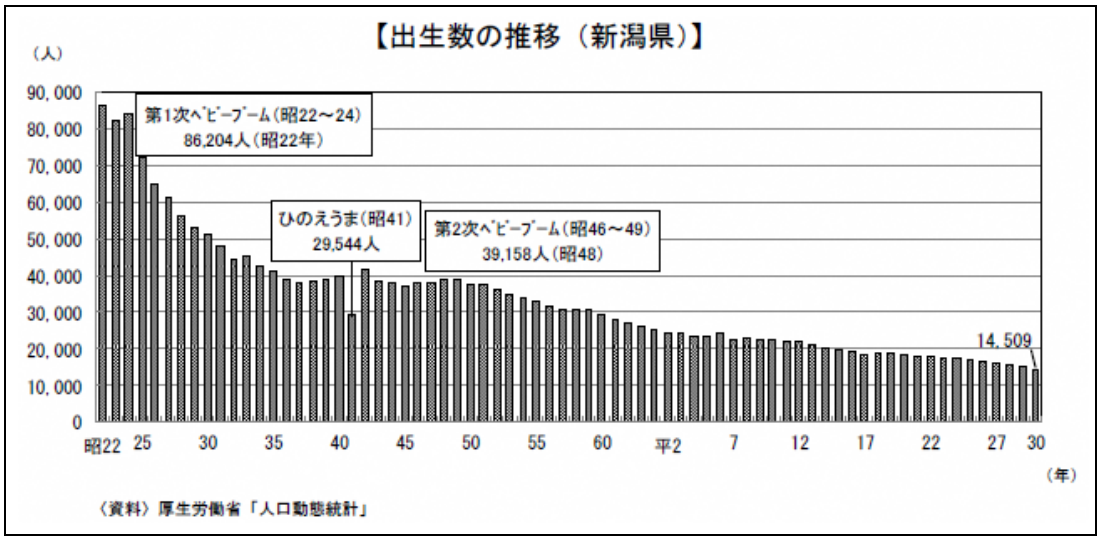

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

また、新潟県の合計特殊出生率は、平成 30 年時点で 1.41 と人口置換水準（現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安）を大きく下回る状況が続いている。低水準となっており、全国の 1.42 を下回っている。

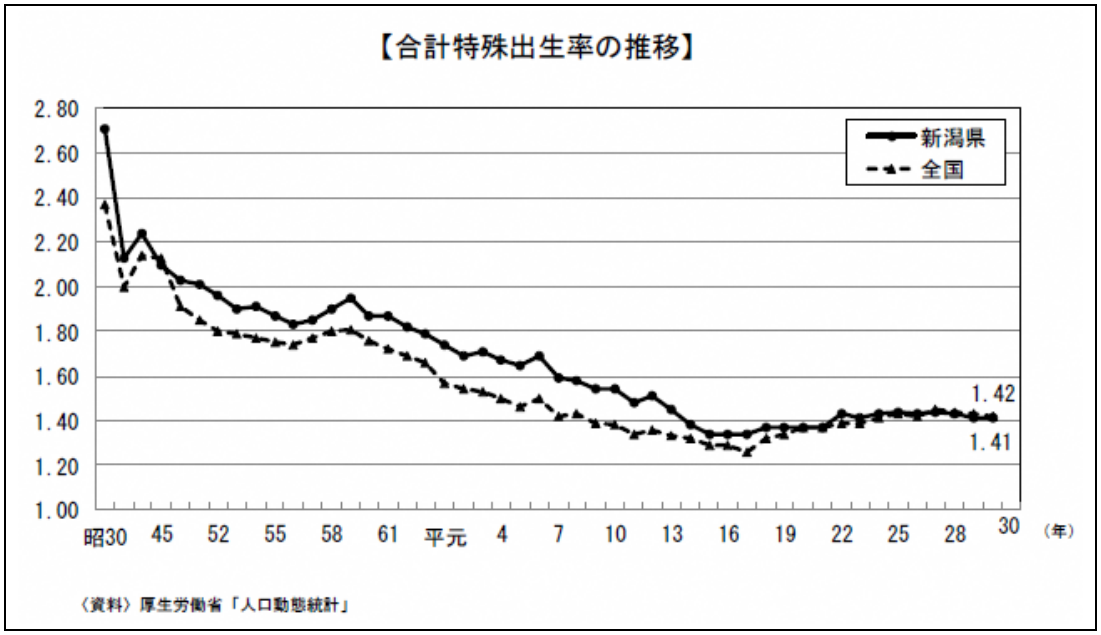

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

(3) 新潟県における子どもに関する意識

新潟県が令和２年度に独自で実施した「『新潟県総合計画』県民の意識・満足度アンケート調査」では、理想の子どもの人数は３人が最も多く、現実的に考えた時の子どもの人数（現在の子ども数＋予定子ども数）は２人が最も多くなっている。理想と現実に差が生じている理由は経済的な理由が最も多かった。

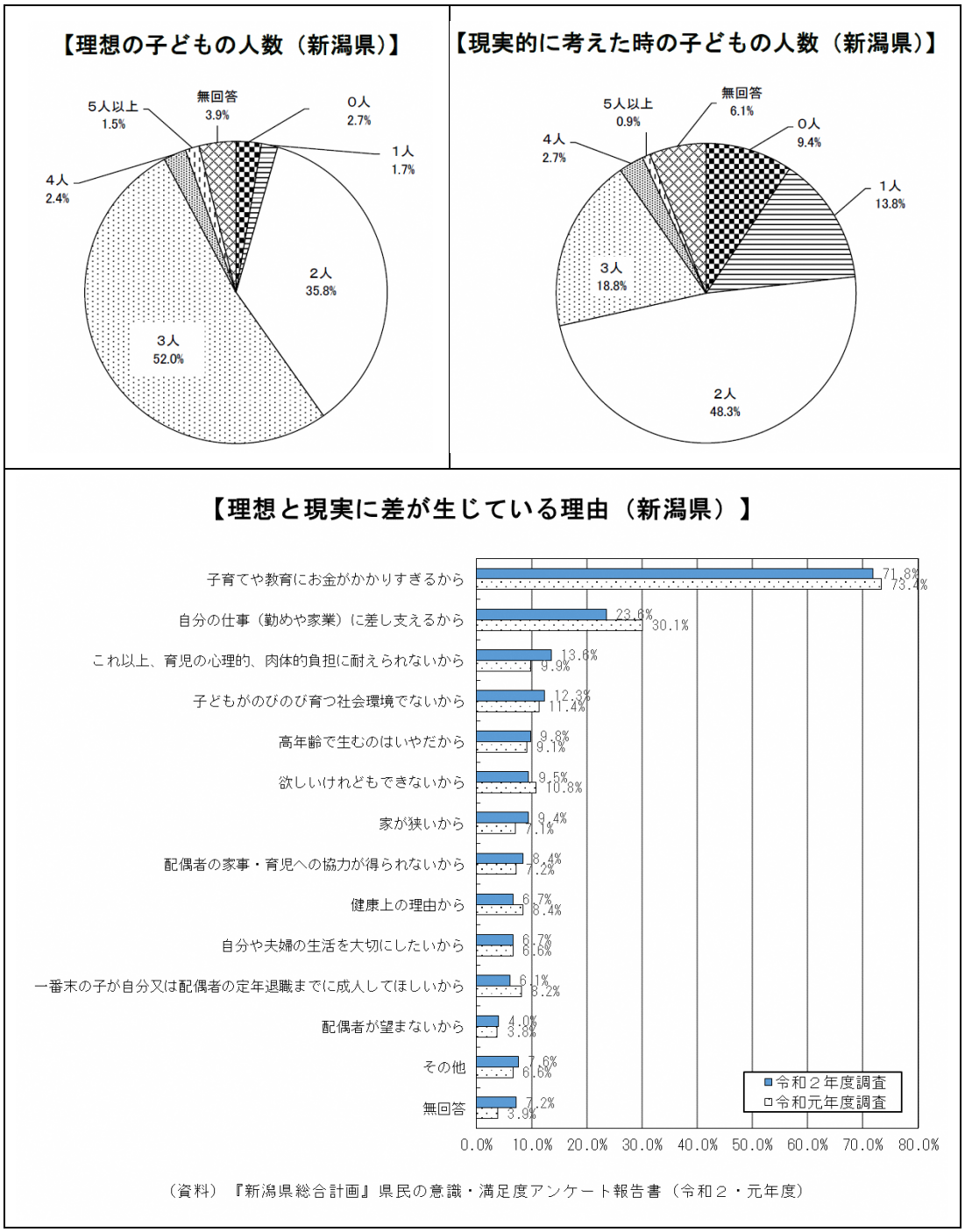

（出典：「新潟県総合計画」県民の意識・満足度アンケート調査）

3.　新潟県の子ども・子育て支援事業の概要

(1) 新潟県総合計画

新潟県においては、人口減少問題を県政の最重要課題として位置づけ、「新潟県総合計画」（計画期間 2017～2024（令和 6）年度）において、出生率・出生数の増加や人口の流入促進・流出抑制につながる政策を重点的に推進していくこととしている。

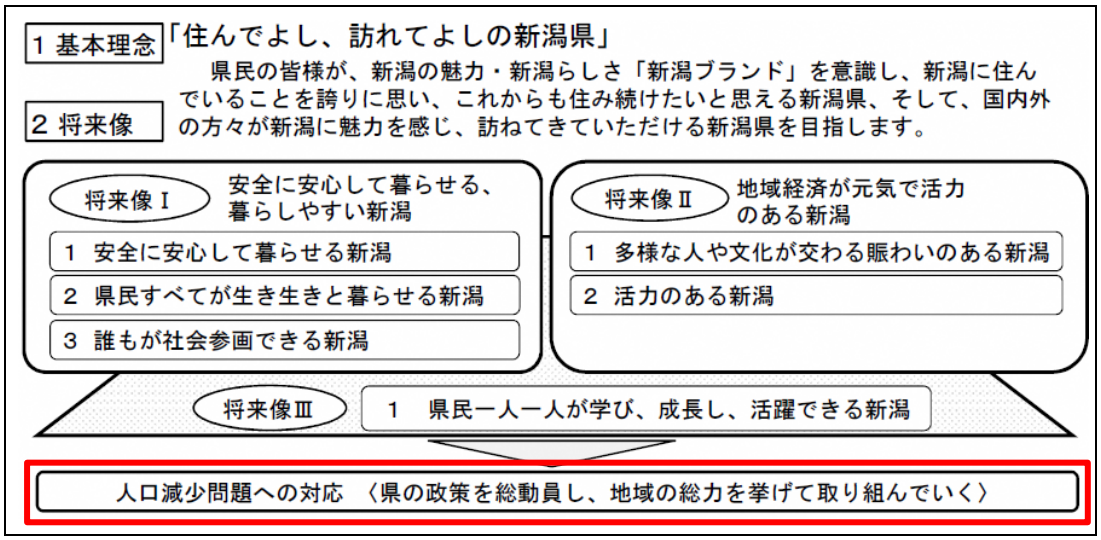

（出典：新潟県総合計画）

「新潟県総合計画」において、「子どもを生み育てやすい環境の整備」が政策の柱とされ、以下について政策の展開・取組が記載されている。

子どもを生み育てやすい環境の整備
① 結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられるよう、それぞれのライフステージに合わせた切れ目のない支援を推進する。とりわけ、市町村が地域の実情に合わせて取り組む施策や、地域で活動する団体・民間事業者等の取組促進など、多様なサービスの提供につながる重層的な支援を進めることにより、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み育てやすい環境の充実を、社会全体で実現する。 ■ 結婚を希望する方の婚活を応援する様々な出会いの場の創出 ○ 市町村や地域、企業・経済団体、高等教育機関など様々な主体とも協働し、結婚と向き合うきっかけづくりとしてのライフデザイン等のセミナーや婚活イベントの開催、個別マッチングシステムによる１ 対１ のマッチング等、多様な出会いの場を創出する取組を進める。 ■ 安心して妊娠・出産できる相談体制や医療の充実

○ 市町村の子育て世代包括支援センターなどの取組を支援するとともに、妊娠・出産、育児への不安に対する相談窓口の設置や不妊治療に要する費用の助成等を行う。

○ 周産期母子医療センターの運営を支援するなど、妊娠・出産及び新生児に係る総合的な医療提供体制を整備する。

■ 子ども医療費助成等の市町村が行う子育て環境の充実に対する支援

○ 保護者の子育ての経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるよう、子ども医療費助成等の取組を支援する。

○ 様々な働き方が選択される中で、保護者が働き続けながら安心して子育てができるよう、病児保育施設の整備を支援する。

○ 子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う、地域子育て支援拠点の整備を支援する。

○ 未満児保育や障害児等保育など、多様化する保育ニーズに応える取組を支援する。

○ 市町村及び関係団体と連携し、保育人材の確保や育成のための研修等に取り組むとともに、動画やＳＮＳ等も活用した子育て情報発信を充実させる。

■ 社会全体で子育てを支える体制づくり

○ 子育て支援の活動を行っているＮＰＯ等の団体・民間事業者等の取組に対する支援・連携を進めることにより、地域の子育て力を高め、多様化するニーズへの対応を図る。

○ 企業等との連携や、それぞれの取組の実情に応じた段階的な支援などを通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備と社会全体で子育てを応援する機運を高める。

○ 子どもの居場所づくり等地域の子どもを地域で見守り育む取組を行う団体等の活動支援や、ひとり親家庭への就業支援等の取組を進める。

○ 経済面での負担軽減や時間的ゆとりの確保、地域における子育て支援の取組等、少子化対策に実効性のある施策の検証を目的として実施しているモデル事業の検証結果や、仕事と子育ての両立支援を含めた働き方改革の施策等も踏まえながら、国への提言や県の施策への反映等を検討、実施する。

達成目標（成果指標）

指標名	現状値	中間目標値 (2020 年度)	最終目標値 (2024 年度)
合計特殊出生率	1.41 (2017 年)	1.61	希望出生率 1.80

② 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援

特に困難な問題が生じている子どもや家庭に対し、子どもの権利・ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮した支援を行うための、より充実した社会による養育支援

体制を構築する。

■ 未然防止や早期対応のための、地域における相談支援体制の充実

○ 妊娠・出産、子育て等の悩みについて、困難な問題が生じる前に適切な支援が受けられるよう各種相談窓口の周知に努めるとともに、市町村こども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターなど相談機関の体制整備や職員の質的向上に向けた支援を行う。

○ 児童虐待、非行、いじめ、不登校などの多様かつ複雑困難な問題に関する相談に適切に対応するため、児童相談所・保健所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署のほか、医療、教育、警察、司法等の分野の関係機関や団体が連携して対応できるよう、地域のネットワークを活用した総合的な相談支援体制づくりを進める。

■ 児童虐待への対応の強化

○ 地域における発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童虐待や通告についての一層の理解促進に取り組むとともに、児童相談所の職員配置の充実と専門性の確保・向上に努め、体制強化を図る。

○ 警察等において児童の安全を直接確認するため、児童との面接や保護者等からの事情聴取などの措置を講じるとともに、わずかでも虐待が疑われる児童については確実に児童相談所等の相談機関につなげる。

○ 保護や支援が必要な児童や家庭に対し、児童相談所と警察、市町村等関係機関が協働して必要な支援を適切なタイミングで行うため、迅速かつ確実な情報共有を図るなど関係機関の更なる連携強化に努める。

■ 社会的養護体制の充実

○ 児童虐待、非行、いじめ、不登校などの問題を抱える子どものみならず、親など「家族」への支援という視点に立ち、保護者に対し親子関係の再構築や家族の養育力の向上に向けて適切な指導や助言を行う。

○ 家庭での養育が困難な子どもを社会的に養育・保護するため、児童養護施設や里親など自立に向けた支援体制の充実を図る。

○ より家庭的な環境での社会的養護を行うため、施設の小規模化や里親の登録増加及び専門性の向上を推進する。

達成目標（成果指標）

指標名	現状値	中間目標値 （2020 年度）	最終目標値 （2024 年度）
専門研修を修了した職員が２名以上配置されている市町村数	３市町村 （2017 年度）	15 市町村	30 市町村

※法令では１名配置を義務付け。

③ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、ま

た、貧困が世代を超えて連鎖することのないような環境を整える。

■ 支援が必要な子どもや家庭の把握と情報の提供

○ 子どもの貧困対策は、県民全員で一体となって取り組むことが重要であり、県は、継続的に子育て世帯の経済状況等に関する調査を実施することにより支援が必要な子どもや家庭の実態把握に努め、市町村や民間、学校、保育所などと連携・協働し、実情に合った支援の取組を促進する。

○ 既存の支援に関する情報が、十分に届いていないことから、これまでの広報活動等に加え、関係機関と協議の上、情報が届く仕組みづくりに取り組む。

■ 貧困の連鎖を防止するための子どもへの支援の実施

○ 経済的に困窮した状況にあっても、将来の夢に向かって勉学に励んでいる子どもたちの大学等への進学を後押しするため、国の制度を補完・活用しながら、支援を必要とする子どもたちがより適切に対象となるよう、本県独自の給付型奨学金制度による支援を行うとともに、高校生等が安心して教育を受けられるよう高等学校等就学支援金制度等による支援を行う。

○ 育った家庭の経済状況などによって左右されることなく、子どもたちの学力向上が図られるよう、小学校から高等学校において一人一人のニーズに応じたきめ細かな学習支援と進路指導を行う。

○ 市町村が行う日々の学習習慣づけや高校進学、高校中退防止に向けた学習支援の取組が広がるよう支援する。

○ 子どもの自立を促進するため、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより進学や就職を支援する。

○ 学校をプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を積極的に活用し、児童生徒の経済的な状況等を把握するとともに、福祉関係機関等との連携を強化し、生活や進学等に関する相談・支援体制の充実を図る。

■ 子どもが暮らす家庭や世帯への支援の実施

○ 支援を必要とする家庭や子どもに適切に支援を提供することができるよう、相談対応職員の資質の向上を図る。

○ 子育て世帯の自立を支援するため、相談支援や住居確保給付金の支給、就労支援、家計管理に関する支援などを行う。

○ ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進を図るため、既存制度による経済的支援に加え、就職に有利な資格取得支援やひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談など、経済的な自立に向けた就業支援の充実を図る。

○ 子ども食堂など、子どもの居場所づくり等地域の子どもを地域で見守り育む取組を行う団体等の活動支援の取組を進める。

達成目標（成果指標）

指標名	現状値	中間目標値 （2020 年度）	最終目標値 （2024 年度）
生活困窮世帯等の子どもへの学習支援を利用できる市町村数	21 市町村 （2017 年度）	24 市町村	30 市町村
ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率	38.6% （2017 年度）	45%	50%
住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学等進学率の差【再掲】	13.6% （2018.3 卒業者）	減少させる （2021.3 卒業者）	減少させる （2025.3 卒業者）

（出典：新潟県総合計画）

(2) 新潟県子ども・子育て支援計画

新潟県では、県の最上位計画である「新潟県総合計画」の重要政策である「子どもを生み育てやすい環境の整備」を実現するための個別計画として「新潟県子ども・子育て支援計画」を策定している。施策の体系は以下のとおりである。

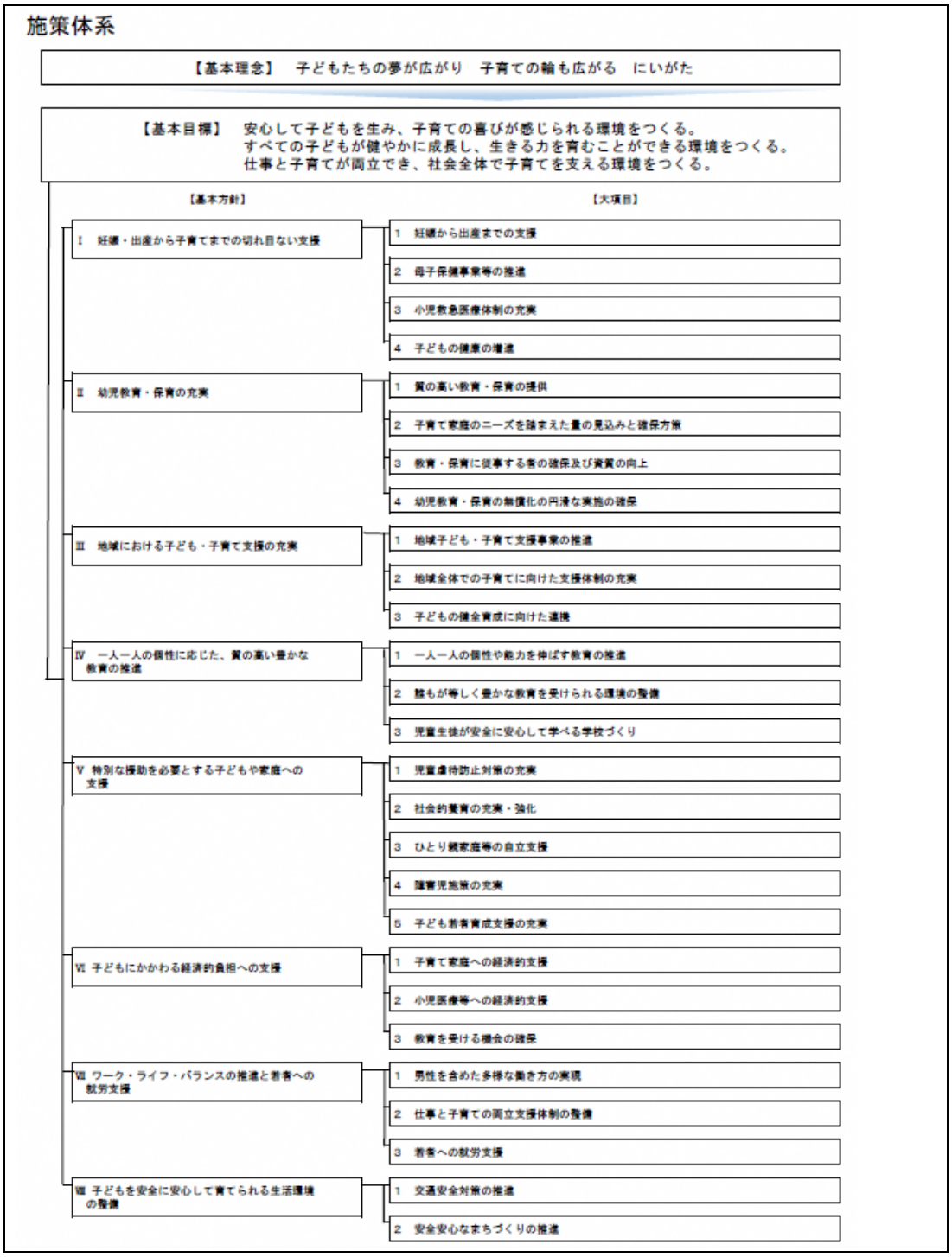

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

また、新潟県では、「新潟県子ども・子育て支援計画」の各施策を着実に推進するため、以下の指標を設定している。

基本方針Ⅰ　妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
1	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	H29年度	94.7	98.0
2	第二次救急医療体制の毎夜間実施率	%	H31(R1)年度	85.7	100
3	養育支援訪問事業の実施市町村数の割合	%	H29年度	70.0	90.0
4	１歳６か月児健康診査 （受診率９０%以上市町村数の割合）	%	H29年度	96.7	100
5	３歳児健康診査 （受診率９０%以上市町村数の割合）	%	H29年度	96.7	100
6	子育て世代包括支援センター設置市町村数の割合	%	H31(R1)年度	50.0	100
7	産後ケア事業実施市町村数の割合	%	H31(R1)年度	33.3	増加させる
8	産婦健診事業実施市町村数の割合	%	H31(R1)年度	6.7	増加させる

基本方針Ⅱ　幼児教育・保育の充実

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
9	保育所入所待機児童数	人	H31年度・ H30年度	H31年度当初:1 H30年度途中:14	R6年度当初:0 R5年度途中:0

基本方針Ⅲ　地域における子ども・子育て支援の充実

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
10	子育て環境整備に関する県民満足度	%	H31(R1)年度	53.8	向上させる
11	利用者支援事業実施箇所数	カ所	H30年度	36	増加させる
12	病児保育事業実施箇所数	カ所	H30年度	47	増加させる
13	放課後児童健全育成事業実施箇所数	カ所	H30年度	668	増加させる
14	ファミリーサポートセンターの会員数	人	H30年度	8,512	増加させる
15	ファミリーサポートセンターの箇所数	カ所	H30年度	16	増加させる

基本方針Ⅳ　一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
16	「授業が分かる」児童生徒の割合（小・中学校）	%	H31(R1)年度	82.0	83.0
17	全国学力調査における平均正答率の本県と全国の差（小・中学校）	%	H31(R1)年度	小　+6 中　±0	小　+11 中　+9
18	住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学等進学率の差	%	H30年度	13.7 （非課税世帯：58.0、 課税世帯：71.7） （県立高校・中等教育学校の2019.3卒業者）	減少させる（2025.3卒業者）
19	子どもの多様な教育的ニーズに応える学校づくりに向けて、外部機関と連携し、それを活用している小中学校の割合	%	H30年度	小　78.9 中　75.5	小　100 中　100
20	高等学校における経済的理由による中途退学者の人数	人	H30年度	0	0
21	「いじめはどんなことがあってもいけないこと」と考える児童生徒の割合	%	H31(R1)年度	小　98.2 中　96.6	小　100 中　100

基本方針Ⅴ　特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
22	専門研修を修了した職員が２名以上配置されている市町村数	市町村数	H29年度	3	30
23	家庭を離れて養育される子どものうち、家庭と同様の環境で生活する子どもの割合（里親委託率）	%	H30年度	44.8	50.0
24	ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率	%	H29年度	38.6	50.0

基本方針Ⅵ　子どもにかかわる経済的負担への支援

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
25	高等学校における経済的理由による中途退学者の人数【再掲】	人	H30年度	0	0
26	住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学等進学率の差	%	H30年度	13.7 （非課税世帯：58.0、 課税世帯：71.7） （県立高校・中等教育学校の2019.3卒業者）	減少させる（2025.3卒業者）

基本方針Ⅶ　ワーク・ライフ・バランスの推進と若者への就労支援

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
27	ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	社	H30年度	965	1,260
28	「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成する県民の割合	%	H31(R1)年度	91.6	増加させる
29	男性の育児休業及び育児のための特別休暇取得率	%	H28年度	27.0	60.0

基本方針Ⅷ　子どもを安全に安心して育てられる生活環境の整備

No.	指　標	単位	実績		R6年度目標値
30	交通事故死者数	人	H30年度	102	63未満
31	犯罪率の減少	件	H30年度	4.7	4.4

（出典：新潟県子ども・子育て支援計画）

4.　監査対象部局の概要

(1) 監査対象部局の組織体制

監査対象部局である福祉保健部子ども家庭課は、令和 2 年度に少子化対策課と児童家庭課が再編され設置された。一部の事務・業務は他所属に移管されているが、基本的な業務は子ども家庭課に引き継がれている。一方、人員数は 22 名から 20 名に減少している。

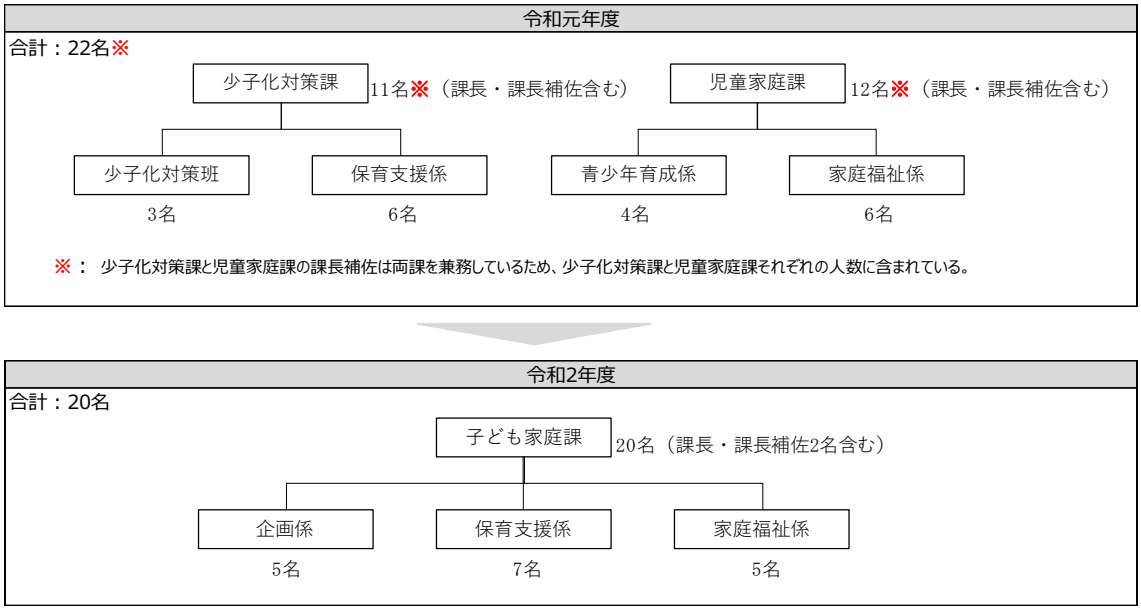

（出典：新潟県提供資料を基に監査人が作成）

(2) 監査対象部局の事務分掌

監査対象部局の各課・係の事務分掌は以下のとおりである。

＜知事政策局政策企画課＞

課名	事務分掌
政策企画課	・県の重要施策の企画立案及び総合調整に関する事項 ・県の政策に係る調査及び研究に関する事項 ・県議会との連絡に関する事項 ・知事政策局所管の人事、予算及び経理に関する事項 ・政策評価に関する事項 ・全国知事会等に関する事項 ・庁議に関する事項 ・地域振興局との連絡調整に関する事項 ・東京事務所に関する事項

＜福祉保健部子ども家庭課＞

係名	事務分掌
企画係	・青少年総合対策に関する事項 ・青少年の健全育成に関する事項 ・結婚支援に関する事項 ・社会全体で子育てを支える機運、体制づくりに関する事項
家庭福祉係	・児童福祉（保育に係るものを除く）に関する事項 ・児童相談所に関する事項 ・婦人保護及びＤＶ対策に関する事項 ・ひとり親家庭等の福祉に関する事項 ・児童扶養手当に関する事項
保育支援係	・児童福祉（保育に係るものに限る）に関する事項 ・児童委員に関する事項 ・児童手当に関する事項

※：令和２年度は上記通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時対応が加わり、業務量が増加しているが、人員補充・体制強化は行われていない。

＜地域振興局健康福祉（環境）部＞

課名	事務分掌
企画調整課、地域福祉課又は総務福祉課（※：地域により名称が異なる）	･健康福祉ビジョンの推進に関する事項 ･地域保健医療計画の推進及び進行管理に関する事項 ･臨床研修医師の地域保健研修に関する事項 ･市町村計画（介護保険事業計画等）の策定支援に関する事項 ･健康危機管理に関する事項 ･厚生統計に関する事項 ･老人、児童、青少年健全育成、母子寡婦福祉に関する事項 ･地域福祉、施設整備に関する事項 ･児童３手当、特別障害者手当等に関する事項 ･民生委員・児童委員に関する事項 ･身体障害者・知的障害者福祉に関する事項 ･社会福祉施設の指導に関する事項 ･社会福祉統計に関する事項 ･介護保険制度に関する事項

＜中央福祉相談センター・地域振興局健康福祉環境部＞

所名	事務分掌
児童相談所	・市町村の児童家庭相談に対する援助に関する事項 ・子どもに関する家庭その他からの相談に関する事項 ・必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定に関する事項 ・調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 ・子どもの一時保護に関する事項 ・施設入所、里親委託等の措置に関する事項

（出典：新潟県提供資料）

(3) 福祉保健部子ども家庭課の事業費

福祉保健部子ども家庭課の事業費の推移は以下のとおりである。

なお、福祉保健部子ども家庭課は令和 2 年度に児童家庭課と少子化対策課が統合されて新設された課であるため、平成 30 年度および令和元年度の事業費は、児童家庭課と少子化対策課の合算値を記載している。

＜福祉保健部子ども家庭課の事業費の推移＞

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般会計	18,912,290	21,073,209	23,459,322
特別会計（※）	285,107	314,028	212,796

※：母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

（出典：新潟県提供資料）

(4) 福祉保健部子ども家庭課が所管する主な事務・事業

福祉保健部子ども家庭課が所管する主な事務・事業は以下のとおりである。

下記のうち、「3. 青少年の健全育成」に関しては、本包括外部監査のテーマに合致しないため監査対象外とした。また、監査対象とする個別の事業に関しては、「第 3. 包括外部監査の結果及び意見」の各項目に記載している。

１．少子化対策
　① 少子化対策の推進
２．保育・子育て支援
　① 運営基盤の充実
　② 保護者の経済的負担の軽減

③ 地域・保育所等における子育て支援の充実
④ 保育所等の指導
⑤ 保育士の養成
⑥ 保育所等職員の資質向上
⑦ 施設の整備充実
⑧ 児童健全育成
⑨ 相談・援助

3．青少年の健全育成
① 青少年対策の総合的推進
② 市町村の青少年対策の連携・協力
③ 青少年健全育成県民運動の支援
④ 啓発活動の推進
⑤ 家庭の健全化
⑥ 青少年指導者の養成確保
⑦ 環境浄化及び非行・事故防止の推進
⑧ いじめ等の調査
⑨ 子どもの貧困対策

4．児童・女性の福祉
① 児童自立支援
② 相談・援助
③ 婦人保護
④ 配偶者暴力被害者支援

5．ひとり親家庭等の福祉
① 児童扶養手当
② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
③ 自立支援策
④ 生活支援
⑤ 医療費の助成
⑥ その他

6．児童に関する手当
① 児童手当制度

（出典：事業概況（福祉保健部子ども家庭課））

第３．包括外部監査の結果及び意見

Ⅰ．結果及び意見の概要

1．結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、福祉保健部子ども家庭課（企画係、保育支援係、家庭福祉係）と各地域振興局、児童相談所の財務事務の執行及び管理が、法令及び規則等に準拠しているか、また、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、「2.指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見が発見された。

2017年の地方自治法改正により、2020年4月から都道府県、政令指定都市に内部統制の導入が義務付けられているが、指摘・意見の中には内部統制の整備または運用状況に不備があったことを示唆するものがあるため、指摘・意見に対する個別対応のみではなく、内部統制上の問題点にも着目することで、財務事務の執行及び管理を効果的・効率的に実施されることを期待したい。また、指摘・意見の中には監査対象部局のみではなく、新潟県全体として検討すべき課題もあるため、新潟県全体で全体最適を達成できるよう取り組んで頂きたい。

また、「新潟県子ども・子育て支援計画」において各施策を着実に推進するために項目ごとの目標値は設定されているが、個別の施策・事業ごとに活動指標・成果指標が設定されておらず、十分な施策・事業評価が実施できていないため、事業評価に関する意見を複数記載している。施策・事業評価を適切に実施するためには、適切な活動指標・成果指標の設定が不可欠であるため、監査対象部局以外の部署においても活動指標・成果指標が設定されておらず、十分な施策・事業評価が実施できていない場合には、県全体として施策評価に関する指針を示し、適切に施策・事業評価が実施できる仕組みを構築するよう取り組んで頂きたい。

なお、子ども家庭課を始め監査対象部局各課において、新型コロナウイルス感染症への対応など、通常業務以外の臨時対応に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、県の担当者の方々の協力があったからこそであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。（違法行為及び不当行為の説明は下記に記載）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

＜違法行為と不当行為の補足説明＞

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合 ① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの
＜事例＞ ① 作為に基づく法令違反（不正） ② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	＜事例＞ ① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ② 公益性はあるが必要以上に多額な支出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」（平成 15 年 10 月 6 日　日本公認会計士協会））

＜指摘及び意見の要約一覧表＞

項目	区分	指摘又は意見の内容
Ⅱ　少子化対策		
2.「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業		
活動指標、成果指標の設定について	意見 1	新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ件数の目標値を設定しているが、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。
「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託先選定について	意見 2	「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5 年程度経過しており、委託費も年々上昇傾向である。これは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増加していることによるものである。今後、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き委託することに支障があると認められる場合等に、改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実施することを検討することが望ましい。
見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性の検証について	意見 3	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務について、委託事業者から委託事業に係る収支報告書を入手し、契約金額の基礎となる見積書（積算根拠）と実績の比較検証を実施することにより、見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。
	意見 4	現状、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出について明記されていないため、委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支報告書を提出する根拠を明確にすることが望ましい。
業務完了報告書の提出時期見直しについて	指摘 1	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書において、業務完了報告書の提出期日が現実的に不可能な期日が設定されており、実際にこの提出期日は守られていない。そのため、委託契約書の業務完了報告書の提出時期を実行可能な期日に見直し、適切に運用すべきである。

項目	区分	指摘又は意見の内容
「システム化評価書」の未作成について	指摘 2	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、「ハートマッチにいがた」の「システム化評価書」が作成されていなかった。 そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。
3.企業・団体等と連携したイベント等の開催		
消費税仕入税額控除の取り扱いについて	意見 5	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。
4. 地域少子化対策強化推進事業（結婚・子育て情報発信）		
活動指標、成果指標の設定について	意見 6	結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報発信事業において、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。
5.企業等の子育て環境の促進		
子育て有給休暇制度創設奨励金の交付要件の見直しについて	指摘 3	子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・運用に取り組んでいる企業に交付できるように交付要件を見直すべきである。
6. 地域の子育て力育成事業補助金		
補助事業者が設定した KPI の評価について	意見 7	地域の子育て力育成事業補助金は、県単独事業であるため、事業目的が達成できているか、事業の必要性や有効性が低下していないか等について毎期評価することが重要となる。補助事業者が設定した KPI の達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価に直結するものであるため、県は補助事業者から提出された実績報告書において KPI 達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価と関連させることが望ましい。

項目	区分	指摘又は意見の内容
実績報告書の検証の十分性について	指摘 4	交付申請時と比較し賃金の割合が約 10%程度増加している補助事業者について、実績報告時に作業時間の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭となっている事案があった。県は補助事業者に対して、追加で人別の作業時間の報告を求め、交付申請時の作業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費として認められるか検証すべきであった。
補助対象経費の見直しについて	意見 8	補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれているが、その範囲に限定はなく、常勤社員・職員の賃金も認められている。しかし、補助事業者は補助期間終了後に自立して事業を行うことが想定されていることから、補助対象経費に本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費（正職員の人件費）は含めないことが望ましいと考える。補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみに限定するなど、補助対象経費の見直しを検討することが望ましい。
消費税仕入税額控除の取り扱いについて	意見 9	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。
Ⅲ　保育・子育て支援		
3. 地域子ども・子育て支援事業		
市町村から提出される実績報告書の審査について	意見 10	市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報告を作成しているか、効率的・効果的に審査を行うために、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村にセルフチェック結果を提出させる等の手続きを追加することが望ましい。
4. 保育人材確保支援事業		
保育サポートセンター事業における活動指標･成果指標の設定について	意見 11	新潟県単独事業である保育サポートセンター事業において、施策及び取組の適切な事業評価を行うためにも、イベント・就職説明会の開催数あるいは参加者数等を活動指標、就職件数を成果指標として設定することが望ましい。
実績報告書の検査方法について	意見 12	保育サポートセンター事業における、委託先の実績報告に対する検査が適切に実施されていることを疎明するためにも、検査の内容や検査の経緯等については検査調書等に明記することが望ましい。
Ⅳ　児童・女性の福祉		

項目	区分	指摘又は意見の内容
4. 里親		
里親名簿の更新・管理について	意見 13	子ども家庭課で管理する里親名簿と各児童相談所が支援の実務上管理している名簿を相互に確認する仕組みがない。名簿の登録・更新は、何らかのミスが生じることで登録が誤ったり漏れたりする可能性は否定できないため、子ども家庭課が作成管理している里親名簿を定期的に照合する仕組みを構築することが望ましい。
里親に対する措置費について	意見 14	里親に支払われる措置費について、結果として問題はなかったが、証拠書類が外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる事例があった。 証拠書類について外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる場合には、その都度確認をするべきであると考える。
里親確保に係る計画の継続評価について	意見 15	新潟県及び新潟市は里親委託が進んでいる状況ではあるが、国が求めている指標には及ばず、引き続き、里親委託の推進が求められる。
5. 身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業		
業務委託先の資金についてのモニタリングについて	意見 16	児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見込みで支払いが行われている以上、一定の留保金が生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に流用されていないこと、預金残高等として適切に残っていることについては確認することが望ましい。 そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認できる証憑についても、補助金交付先に提出させたうえで、県としても確認することが望ましいと考える。
6. 児童相談所		
人員体制の整備について	意見 17	児童福祉司については、令和 4 年 3 月 31 日までの間、経過措置が定められており現時点では問題が無いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満たす水準には至っていない。県としても、国の新基準に基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対応できず、採用を増やして対応しているものの人材の確保には苦慮している状況である。また、急な人員増加は人材育成をどうするかの課題も併せて検討する必要があり、数と質の両面で対応が求められている。人材確保のためには課題が多

項目	区分	指摘又は意見の内容
		くあるが、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化のためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望まれる。
人員の経験年数について	意見 18	児童相談所の職員は、経験年数が少ない割合が高い傾向にある。児童相談所職員として求められる専門性の向上について、一定の経験年数のある職員を配置するため、人事異動や採用に取り組んでいるところではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対する人材育成の仕組みを構築し、実践していきながら体制強化をすることが望ましいと考える。
管理業務の運用について	意見 19	管理上の利便性のために作成している通告受付等ファイルについて、綴られている写しの作成時点に統一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの管理と重複している部分もあると考えられる。業務の効率的な執行の観点から、今一度、業務の運用方法を見直すことが望ましい。
児童相談所の業務管理システムについて	意見 20	児童相談所の業務においては、様々な業務が相互に関連し進捗管理が重要である一方で、個々の担当者が様々な記録を文書化し、印刷してファイリングしながら進捗管理まで行っているため、個々の担当者の業務管理負担が大きくなっている。このような状況を改善するために、児童相談所の業務においても業務の見直しとデジタル化を進めることが有用であると考えられることから、先進的な他県の取組を参考に費用対効果も含めて積極的に検討することが望ましい。
研修体制の整備について	意見 21	リモートでの研修を受けるためのインフラが十分ではない。研修内容によってはリモートでの研修が有用なものもあると考えられる。そのため、リモートでの研修が可能となるようなインフラの整備を進めることが望ましい。また、研修計画についても、集合研修で実施するものとリモートでの研修とするものとを明確にして研修計画に落とし込むことや、リモートで実施する研修内容を具体的に検討することで、有効な研修が受けられる体制を整備することが望ましいと考える。

項目	区分	指摘又は意見の内容
Ⅴ　ひとり親家庭等の福祉		
2. 児童扶養手当		
「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」の徹底について	指摘 5	児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」では、申請者が添付書類を省略したとしても、県での審査の過程においては、情報連携により、町村から県への申請書の受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされている。これらの添付が無い事例があったため、手引の運用を徹底させるべきである。
「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」に基づく運用がなされていない実務について	指摘 6	児童扶養手当の認定請求手続で「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」では、認定請求日はすべての申請書類が確認された後とする旨の記載があるが、児童扶養手当の認定請求の添付書類の一つである「公的年金調書」に申請日の事後の日付となっている事例があった。手続の趣旨や実務の要請もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体の見直しをするのかの検討をすべきである。
児童扶養手当認定請求の添付書類の不備について	指摘 7	児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、所定の記載欄が空欄のまま受理されている事例があった。書類の記載欄については、記載を必要として欄を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進めているのは不適切である。そのため、事務手続の運用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類を確認すると、同様の情報が記載されている書類もあることから、書類の様式見直しも含めて検討することが考えられる。
児童扶養手当受給資格者の「現況届」の不備について	指摘 8	児童扶養手当の受給資格者が提出する「現況届」について、一部の記載欄が空欄となっているものの、そのまま受理されている事例があった。県は、「現況届」の受付窓口となる自治体に対して、不備のない「現況届」を提出してもらえるように適切に指導すると共に、不備のある書類については、不備の修正を求めるべきである。

項目	区分	指摘又は意見の内容
児童扶養手当システムの「システム化評価書」の未作成について	指摘 9	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、児童扶養手当システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。
児童扶養手当システムのバックアップ実施状況の未確認について	指摘 10	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。
児童扶養手当システムの初回ログイン時のパスワード変更について	指摘 11	「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」において、児童扶養手当システムへの初回ログイン後に速やかにパスワードを変更する旨が定められているが、県では初回ログイン後のパスワードの変更状況を確認する手続はなく、初回パスワードを変更せずに使用していると思われるユーザーが多く存在した。初回パスワードを変更しないことは、ログイン ID が不正に利用される可能性が高まるため、パスワードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況を確認する手続を整備し、「(特別) 児童扶養手当システム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきである。
3. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金		
連帯保証人の設定基準について	意見 22	連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連帯保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の判断に委ねられている。各地域振興局の判断に差異が生じないよう、事例の情報共有等を行い、各地域振興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める方策について、好事例の共有や対応指針等を定めることが望ましい。

項目	区分	指摘又は意見の内容
貸付金申請書類の不備について	指摘 12	「母子・父子・寡婦　福祉資金貸付申請書」の一部項目に記載漏れがあるものの、受理されている事例が発見された。申請書類の記載内容に不備がないかのチェックや、不備のある書類についての対応など、実務の運用を適切に行うべきである。
初期滞納者に対する調査について	指摘 13	滞納回数が 3～5 件の初期滞納者に対する調査が行われておらず、かつ調査を行わないことに対する理由が整理されていない事例が発見された。 「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」にも、調査を行わない場合には理由を整理すべきとあり、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状況であるため、運用を徹底すべきである。
滞納者に対する対応について	意見 23	支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞納者に対して、法的手続を行っていない。債権は、極力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施すべきであることから、法的手続の実施も検討すべきと考える。なお、外部事業者に収納事務の一部委託が開始されており、債権の回収促進が期待できる。事業者を利用する債権をどのように選定するかなど、詳細な運用ルールは決まっていないとのことであるが、費用対効果を検討の上、運用方針を明確にしていくことが望まれる。
時効の援用が無い債権の対応について	意見 24	滞留債権については、時効が到来したものの、時効の援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができず、継続して滞留債権として管理されている。滞留債権として管理されている以上、時効が到来し時効の援用がなされていない債権も管理コストが生じることになる。不納欠損処分を行うことができる事由は限定されており容易に処理できないが、議会の決議を経て権利の放棄をすることも認められており、議会の決議を経た権利の放棄も含めて不納欠損処理を検討し、管理コストの削減や財務の健全化を図るべきである。
滞留債権の管理について	意見 25	一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収するかを検討する段階になっていると考えられる。しかし、滞留債権の回収方針については、県全体としての統一的な対応がなされているわけではない。

項目	区分	指摘又は意見の内容
		個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権については、回収方法を各部局がそれぞれ判断し実行するよりも、県全体として対応した方がより効果的かつ効率的であると考えられるため、滞留債権の回収方法を県全体として検討し、より実効性を高められる体制を構築することが望ましい。
「母子・父子・寡婦貸付金システム」の「システム化評価書」の未作成について	指摘 14	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、母子・父子・寡婦貸付金システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT 推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT 推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。
「母子・父子・寡婦貸付金システム」のバックアップ実施状況の未確認について	指摘 15	母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。
6. ひとり親家庭等日常生活支援事業		
事業意義の見直しについて	意見 26	ひとり親家庭等自立応援事業のように補助金の交付に偏りが生じている事業や、ひとり親家庭等生活支援事業のようにほとんど支援が活用されていない事業がある。補助金の偏りが生じている原因、支援の活用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、必要な事業については市町村に対する説明や啓発等による連携の強化をすることが望まれる。

以上